

公園個別施設計画

岡崎市都市基盤部公園緑地課

(1) 計画対象公園

種類別箇所数

街区	近隣	地区	総合	風致	歴史	広域	緑道
182	21	2	2	1	3	1	9

(2) 公園施設の現状

岡崎市の都市公園は約6割が開設後30年以上経過しており、公園施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修や更新によって公園利用者の安全で快適な利用を確保するため、市内の全都市公園の施設を計画対象とした。

(3) 計画期間

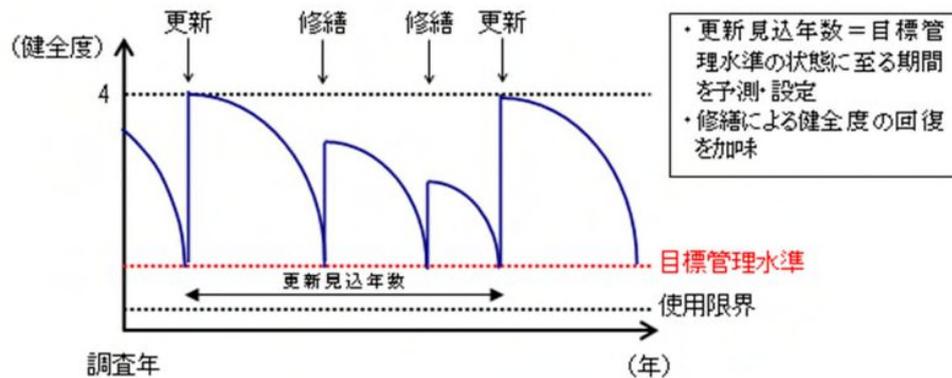
令和3年度～令和12年度（10年間）

(4) 管理手法

① 予防保全型管理

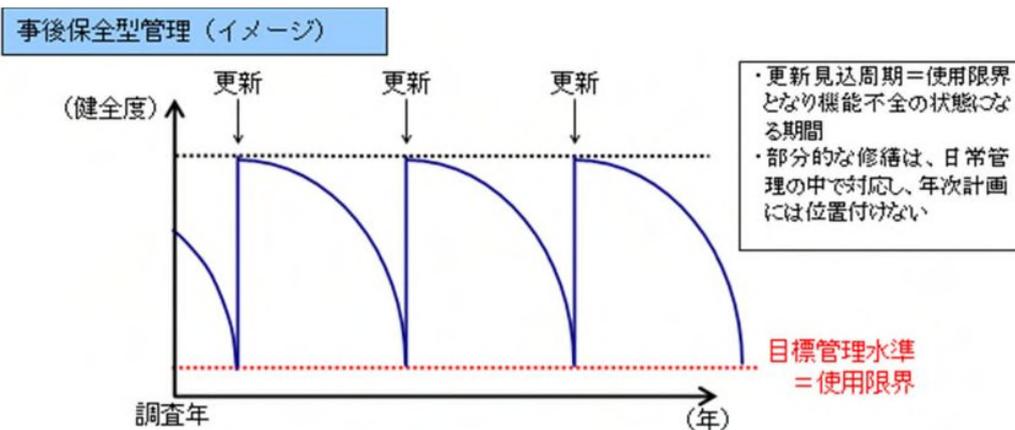
維持保全に加え、公園施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止する事を目的として、日常・定期点検の場を活用した定期的な施設調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修・更新を行う。

予防保全型管理（イメージ）



② 事後保全型管理

維持保全（清掃、保守、修繕、日常点検、定期点検など）を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で撤去・更新を行う。（「予防保全型管理」を行っても、ライフサイクルコストの低減効果が得られない施設は「事後保全型管理」とする。）



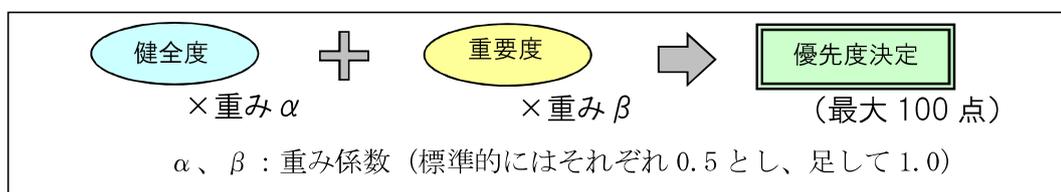
(5) 対象となる公園施設

個別施設計画における「ハコモノ個別施設計画」を除く「インフラ施設」のうち「予防保全型管理」に類型された施設を対象とする。

管理手法の区分	対象となる主な公園施設
予防保全	遊戯施設、便所など
事後保全	ベンチ、園路舗装、パーゴラ等（10 m以下）、車止めなど

(6) 優先度の設定

健全度の評価と重要度の評価を組み合わせた優先度の指標により、平準化の際の優先順位を決定する。



■ 優先度決定方法の概念の模式

● 健全度評価点の算定方法

遊戯施設の点検では、各施設のハザードや劣化の状況から総合的に A~D の判定を行っているが、遊戯施設以外の施設では劣化のみの点検を行っているため、劣化判定の結果をもとに施設ごとの健全度を判定する。

■ 健全度評価点

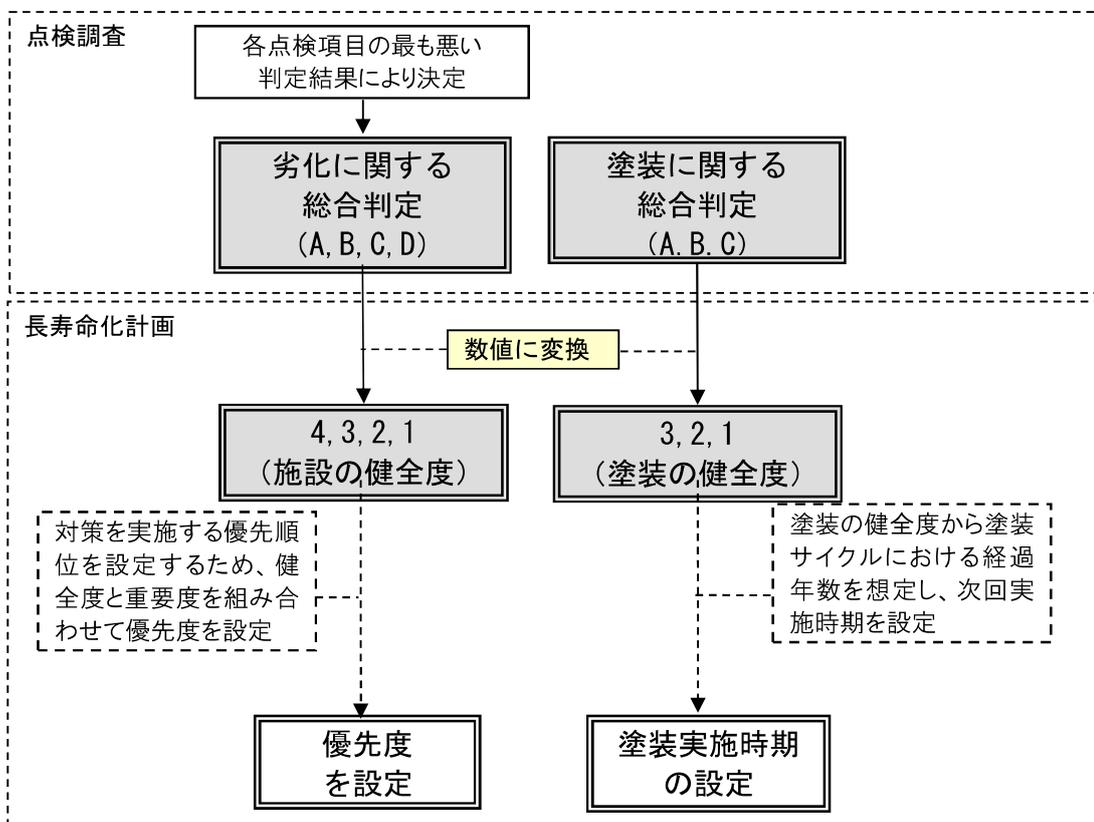
劣化点検結果	健全度	評価点	備考
A	4	0	
B	3	30	
C	2	70	
D	1	100	

■劣化（健全度）判定における評価基準

判定	劣化状況
A	健全
B	軽微な劣化がある状態
C	重度の劣化がある状態
D	最重要部材に重度の劣化がある状態

公園施設の劣化の判定基準は、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014（社）日本公園施設業協会」に示される評価基準を基本とし、「A・B・C・D」の4段階の判定とした。

健全度は、現地調査や既存資料で得られた情報等を基に、施設毎の劣化状況を確認し、判定する。判定にあたっては、その判定は「4・3・2・1」の4段階とし、塗装は「3・2・1」の3段階とする。



■各種指標の関係フロー

●利用形態による施設重要度

利用形態による施設重要度は、各施設の利用の特性を考慮し施設ごとに以下の方針を設定する。

遊戯施設、休養施設は、公園利用者が公園を訪れる目的となる施設であり、公園自体の性格を形づくる重要な施設であると考えられるため、重要度「3」とする。

園路広場、便益施設は、公園利用者が直接的に利用する施設であるが、それら自体を積極的に利用する目的で訪れる施設ではないため、重要度「2」とする。

修景施設、教養施設、管理施設及びその他施設は、公園利用者が直接的に利用する施設ではなく、仮に劣化が生じたとしても公園の利用に対して影響が少ない施設であると考えられるため、重要度「1」とする。

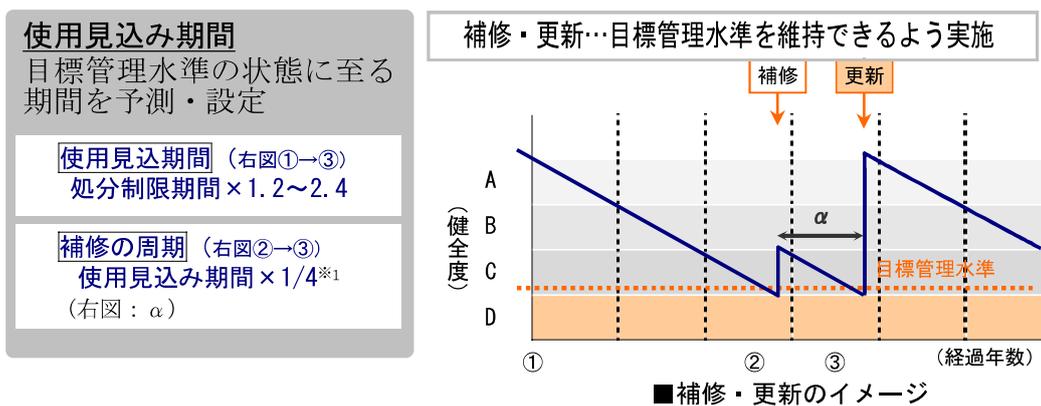
■利用形態による施設重要度

重要度	内容		評価点	備考
3	施設の利用度が高い	遊戯施設、休養施設	100	↑ 高い ↓ 低い
2	施設の利用度が中程度	園路広場、便益施設	50	
1	施設の利用度が低い	修景施設、教養施設、管理施設、その他施設	0	

(7) 対策工法の内容

【予防保全型管理のサイクル】

予防保全型管理のサイクル及び使用見込み期間について、下記のように設定する。



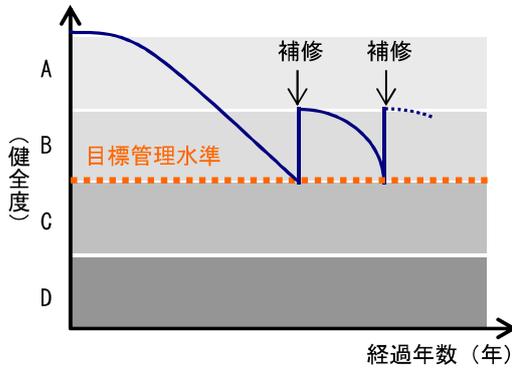
*1 健全度のレベルが1つ下がる期間を使用見込み期間の 1/4 とする設定
(上図 α 参照)

計画的に補修を実施するため、「予防保全型管理」施設については、「目標管理水準」を設定する。安全規準が定められており、公園を維持管理していく上での事故防止の観点から「遊戯施設」については、他の一般施設よりも管理水準が高い目標管理水準Ⅰとして計画する。

■目標管理水準の分類

目標管理水準	内容	対象となる施設
管理水準Ⅰ	健全度 B 以上を維持する。	一般施設 (遊戯施設) (※遊園地施設を除く)
管理水準Ⅱ	健全度 C 以上を維持する。	一般施設 (その他)

管理水準 I の管理イメージ（遊戯施設）



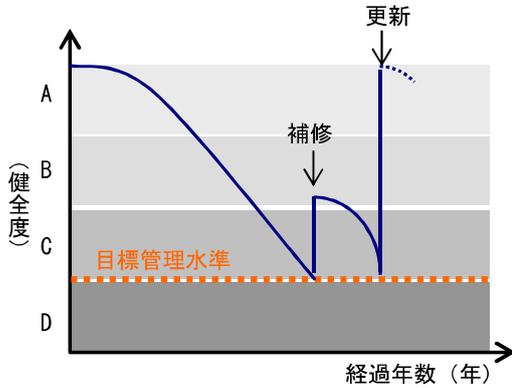
ひび割れやへこみなどの劣化が無い、または、殆ど無い状態。

軽微なひび割れやへこみはあるものの、現状では補修の必要が無い状態。

劣化が進行し、部材の交換や部分的な補修が望ましい状態。

劣化が著しく進行し、施設の交換・更新が必要な状態。

管理水準 II の管理イメージ（一般施設・土木構造物）



ひび割れやへこみなどの劣化が無い、または、殆ど無い状態。

軽微なひび割れやへこみはあるものの、現状では補修の必要が無い状態。

劣化が進行し、部材の交換や部分的な補修が必要な状態。

劣化が著しく進行し、施設の交換・更新が必要な状態。

■ 目標管理水準のイメージ

■対策工法の分類及び対策費用の有無

分類	対策費用	定義
維持 保全	① 保守	計上しない 対象施設の機能を正常な状態に保つことを目的とし、周期的または継続的に行う作業のこと。
	② 点検	計上しない 管理対象施設の機能状態や劣化の程度などをあらかじめ定めた手順により、法定・任意で確認すること。
	③ 塗装	計上する 素材の劣化を防止する目的で、塗装材の塗布や吹き付け等を行うこと。
④修繕	計上する	主要な構造部材以外で、劣化した部品の補強や補修等を行うこと。
⑤更新	計上する	既存の施設を撤去し、新たに同様の施設を設置すること。

① 保守

保守とは、対象施設の機能を正常な状態に保つことを目的とし、周期的または継続的に行う作業であり、具体的事例は以下のとおりである。

■公園の維持管理における保守の例

公園施設名	具体的内容
遊戯施設	・ 定期交換サイクルでの消耗部材の交換
擁壁	・ コンクリートのクラック補修
園路	・ 舗装のクラック穴埋め、部分的なオーバーレイ、砂利補充
休憩所	・ 清掃、落書きの除去
ベンチ	・ ボルト、ナットの締直し
さく	・ フェンスの破れの補修
案内板	・ 表示内容の修正

遊具	消耗部材（部品）	推奨交換サイクル
ぶらんこ	吊り金具・チェーンなど	3年～5年
	回転軸	3年～5年
スプリング遊具	スプリング	5年～7年
ロッキング遊具	軸受部	5年～7年
	ストッパーゴム（緩衝部）	3年～5年
回転ジャングルジム	軸受け	5年～7年
ローラーすべり台	ローラー	5年～7年
ロープウェイ	ケーブル	5年～7年
	滑車部	3年～5年
	握り部	3年～5年
	緩衝装置	3年～5年
ネットクライマー	ネット（小規模なもの）	3年～5年
ロープクライマー	ロープ（小規模なもの）	3年～5年
	ワイヤー入りロープ （小規模なもの）	7年～10年

※ 推奨交換サイクルは維持管理を行うための目安である。点検の結果、摩耗などが確認された場合は、摩耗の度合いや推奨交換サイクルを参考に取り替える。

※ スプリング遊具のスプリングは、目視診断の結果、亀裂などが確認されない場合でも内部で金属疲労が進み、破断が生じることがあるため、推奨交換サイクルを基本に取り替えることが安全確保の観点から望ましい。

※ ネットやワイヤー入りロープなどは、小規模なものは消耗部材として全交換が望ましいが、大規模なものは部分修繕で対応するのが現実的である。

※ 推奨交換サイクルは、時間計画保全（解説 6.1-5 予防保全型における時間計画保全と状態監視保全 参照）の考えによるものであるが、予防保全型管理のすべてに時間計画保全を採用することは、経済性から最良とは言い難い。よって、定期点検により劣化の状態が外観などから把握できるものは状態監視保全とし、スプリング遊具のスプリングのように外観からは劣化の状態が把握できないものは時間計画保全とするのが望ましい。

出典：「遊具の安全に関する規準 JPPA-SP-S:2014」（社）日本公園施設業協会

② 点検

点検とは、管理対象施設の機能状態や劣化の程度などをあらかじめ定めた手順により、法定・任意で確認することである。

点検には、法令によって定期的な検査等が義務づけられているもの（法定点検）と公園施設の安全性、機能を確保するために必要に応じて任意に実施するものがある。

点検方法及び点検頻度について、以下に整理する。

●法定点検

法定点検は、主に建築物、機械設備等に関わるもので、以下に示した施設に対して、専門業者等が点検を実施する。

■主な法定点検項目（事例）

区分	法定検査基準	点検回数	点検内容	点検項目
自家用電気工作物保守点検	電気事業法第39条・42条	月点検と年次点検	月点検：電気工作物巡視点検、電気メーター読み 年次点検：電気工作物巡視点検、精密巡視点検、測定	電源盤点検、電力積算検針記録、保護装置試験、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
消防設備保守点検	消防法第17条	年2回	外観機能点検、総合点検	消火設備、警報設備、避難設備等の機能確認及び絶縁抵抗測定
受水槽設備点検	水道法第34条及び保健衛生法	年1回	滅菌システムオーバーホール、受水槽清掃、給水施設保守点検、水質分析	滅菌システムオーバーホール（パルス式：比例制御式滅菌機、残留塩素計、記録計、残留塩素指示記録計、PH計、給湯ボイラー用防錆剤注入機の分解、清掃、調整）、受水槽清掃、給水施設保守点検、水質分析（一般分析、源水精密分析、トリハロメタン他5項目、四塩化炭素他10項目、レジオネラ菌群分析）
ボイラー設備点検	労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則	年1回	外観点検、機能点検、洗浄	設備機器の破損・腐食・剥離等を目視により判断する外観点検、設備機器の作動の良否を判定する機能点検、設備機器の洗浄等の清掃
汚水処理（浄化槽）施設点検	浄化槽法第10条第1項・第3項	週1回	器類の点検、水質検査、メーターの検針、薬品補充、施設の清掃	送風機、減速機、原水・計量・放流・循環・消泡ポンプ、自動スクリーン等の点検、処理水のPH、色相、臭気、残留塩素、DO、透視度等の検査、動力、電灯、処理水の検針
エレベーター保守点検	建築基準法第12条第2項	月1回	外観、機能点検	回路絶縁、調速機、非常止作動状態、ガイドシュー、ロープ、油圧試験等の測定、機械室・かご室等の検査
空気環境測定	建築物の衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）第4条	年6回	建築物の環境測定	温度、相対湿度、気流、浮遊粉塵、一酸化炭素、炭酸ガス、照度、騒音、遊離残留塩素
害虫駆除	建築物の衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）第4条	年2回	鼠、昆虫等の防除	残留噴霧による処理
スキーリフト点検	鉄道事業法第37条 国土交通省令 索道施設に関する技術上の基準を定める省令 第41条 第42条	年1回 日1回（始業点検） 月1回	目視、打検、触検、聴検、測定、試運転	乗車場、建造物、支柱、索条、緊張設備、搬機、原動設備、配電線路、変電所及び配電所、保安設備、照明設備、電灯設備、放送設備、地表面等、保護設備・防護設備の目視・聴検・測定、試運転、支柱の基礎・支柱本体、受索装置・脱索防止装置の目視等、索条各項目測定、搬機本体・握索装置細部点検、非常事態検出装置・運転安全確保装置の目視、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、総合試験

出典：公園管理ガイドブック（財団法人 公園緑地管理財団）

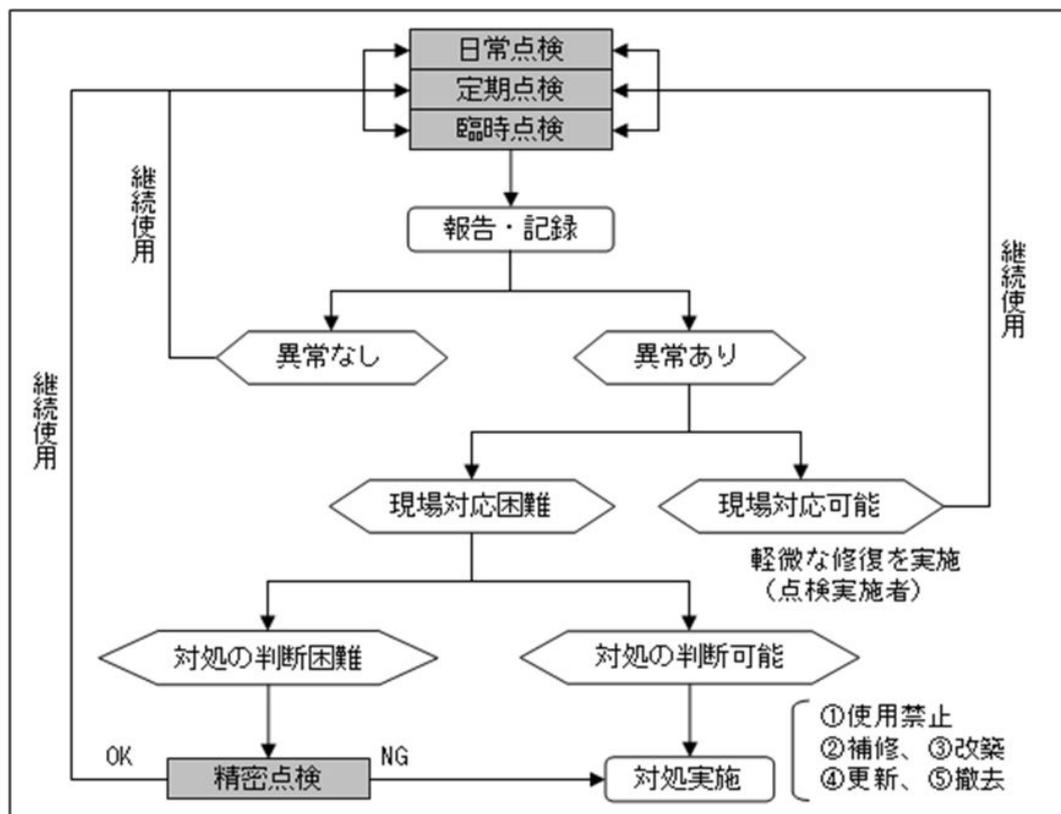
●任意点検

任意点検の種類としては、これまでの点検実施体制や「公園管理ガイドブック」（財団法人公園緑地財団）をもとに今後の点検方針として、頻度や対象物によって以下のように実施する。

■任意点検の種類

種類	概要	頻度	体制
日常点検	公園管理者が主として目視により、施設の変状や異常の有無を調べる。	随時実施	市職員(現場職員含む) 市民等(愛護運営会等) 専門業者
定期点検	専門技術を有するものが目視、触診や打診や聴診により、また、用具・測定器具の使用により、定期的に行う点検であり、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べる劣化判定と診断を行う。	年1回定期点検実施 (遊戯施設)	専門業者
臨時点検	台風・豪雨等の異常気象時や大地震発生その他の事由により、施設に異常個所が生じる恐れがある場合に、施設及び施設周辺について、必要に応じて臨時的に実施する。	適宜実施	市職員
精密点検	日常点検、定期点検、臨時点検等により、施設の不具合が発見され、必要な措置を検討する際、精度の高い診断結果が必要なときに専門技術者により実施する。	必要と判断された場合に実施	専門業者

点検結果とその後の現場対応のフローを以下に示す。



■点検フロー

③ 塗装

●金属製部材の塗装サイクル

金属製部材の塗装サイクルは、塗装材の耐用年数が4年～10年であることから、**最大値の「10年」**と設定した。なお、年次計画への位置付けにおいて、現状でB判定の施設が安全側で対応されるよう健全度2から1へ移行する期間を4年ではなく3年とした。

●木製部材の塗装サイクル

木製部材の塗装サイクルは、塗装材の耐用年数が2～4年であることから、**最大値の「4年」**と設定した。

ただし、金属製の施設であっても材質が合成木材の場合は、基本的に塗装は必要がないため、塗装の実施を計上しない。

公園施設の特性として、橋梁等の構造物は塗装劣化の主要因が気象であるのに対し、公園施設は利用する際などの傷により塗膜が損傷するケースが多い。よって、耐久性の高い塗装としても傷がついた場合に母材の腐食は避けられないため、塗装を繰り返すことにより、健全性を保つと共に美観の維持を図るという設計思想となっている。

④ 修繕

長寿命化に資する修繕の対策工法の具体例を以下に示す。

■長寿命化対策の具体例

公園施設	長寿命化の対策
遊戯施設	<ul style="list-style-type: none">・木部及び鉄部に対する塗装による錆防止、腐食防止・紫外線等により劣化したFRP部材の取替え、アルミ材等への置き換え・ネット、ロープ等の取替え、ボルトの交換・人研ぎ施設のクラック箇所への防水モルタル充填、再塗装
橋、栈橋、展望台	<ul style="list-style-type: none">・木部及び鉄部に対する塗装による錆防止、腐食防止・桁・床板など木部の取替え・木部の修繕、改築時における合成木材への転換
柵	<ul style="list-style-type: none">・塗装による錆防止、腐食防止・擬木の破損箇所の修復
ベンチ、野外卓、休憩舎、日陰棚、門	<ul style="list-style-type: none">・木部躯体に対する塗装による腐食防止・修繕、改築時における合成木材への転換・日陰棚の金属製メッシュ部分への錆止め再塗装
噴水、水流・滝、池	<ul style="list-style-type: none">・ポンプ・バルブ等の取替え・防水モルタルの充填等による漏水の防止・流水躯体の防水層の見直し、必要箇所の修繕による汚れの除去
水飲み場	<ul style="list-style-type: none">・本体の破損・亀裂箇所の補修
体験学習施設、野外劇場、管理事務所、便所	<ul style="list-style-type: none">・建物壁面や屋根への塗装、ケレンによる錆処理、腐食防止・ひび割れたガラスなどの取替え・亀裂部分の補修・接着材による床タイルなどの亀裂や欠損部分の補修
掲示板、総合案内板、ルート案内板、誘導表示板、地点名表示板、解説板、	<ul style="list-style-type: none">・表面シールの張替え、表示内容の書き換え・吹き付けなどによる表面の再塗装・破損・汚損箇所の修復

公園施設	長寿命化の対策
注意板、施設案内板、公園案内板	
時計台	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な時計の交換
照明灯、スピーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ランプ、スピーカーなど消耗品の取替え ・LED対応型などへの変更 ・付属器具（安定器、自動点滅器）の取替え ・灯具アクリル部分の欠損部の取替え
分電盤、ポンプ、機器小屋、受電設備、受水槽・ポンプ室、散水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤などの消耗品の取替え ・ポンプの防水対策

出典：公園長寿命化計画に係る協会自主研究の状況について(社)日本公園緑地協会)

(参考)

老朽化した施設は、耐久性の高い材質に交換することで長寿命化を図る。

●パーゴラの例



1 事前確認・ご注文

土台内容、寸法、構造部材、結合部に劣化がないかなどを確認。



2 場内加工・出荷

部材の寸法、穴位置を設定し、工場内で加工します。



3 棧木交換取付



4 完成

出典：メーカーカタログ

●ベンチの例



1 状況確認

交換するベンチ状況を確認します。土台内容、寸法、脚部の金属部、結合部に劣化がないかなどを確認してリニューアルの計画を行います。



2 分解

ベンチ構成材を分解します。金属部分に腐食がある場合は、現地でペーパーサンディング後、錆止めペイント(別途)を実施します。



3 再組立

新しい部材を組み付けます。あらかじめ工場で切断、加工済の部品で作業を行います。



4 完成

清掃、最終調整を行って、リニューアルされた新しいベンチとしてご利用になります。

出典：メーカーカタログ

⑤ 補修と更新

これまで以上に施設の長寿命化が図れるよう、また整備費用の低減を図るなど、素材・工法・技術等について検討し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

(8) コスト縮減額の検討

長寿命化対策の効果を把握するため、対策を実施した場合と実施しなかった場合の費用を比較し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減効果を算定する。

算定にあたっては、長寿命化対策の実施の有無により、更新期間が異なるため、下記の方法に基づき、単年度あたりのコスト縮減額を算出する。

なお、ライフサイクルコストを算出する対象施設は、縮減効果が得られる「予防保全型管理」に分類されるものとする。

$$\text{単年度コスト縮減額}(C) : (C_0 / T_0) - (C_1 / T_1)$$

C_0 : 長寿命化対策を実施しなかった場合における、次期更新までに要する総費用

T_0 : 長寿命化対策を実施しなかった場合の更新見込年数

C_1 : 長寿命化対策を実施した場合における、次期更新までに要する総費用

T_1 : 長寿命化対策を実施した場合の更新見込年数

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
長寿命化対策を実施しなかった場合	■ 更新					○ 定期交換		■ 更新							
長寿命化対策を実施した場合	■ 更新				◇ 塗装	○ 定期交換			◇ 塗装	▲ 修繕	○ 定期交換		◇ 塗装		■ 更新

個別施設計画【街区公園 便所】
対象公園数 155箇所

公園名	所在地	開設	面積 (㎡)	点検 結果	修繕年度												合計	備考
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12				
大樹寺公園	大門5丁目10	1971年7月	2	D	○											10,000	更新	
曉公園	羽根東町2丁目4	1982年3月	2	D		○										10,000	更新	
的場公園	宇頭南町4	1980年3月	6	D		○										10,000	更新	
百々公園	百々町字池ノ入30-150	1965年4月	2	D		○										10,000	更新	
井田西公園	井田西町10	1983年3月	3	D			○									10,000	更新	
ひばり公園	緑丘3丁目4	1978年3月	2	D			○									10,000	更新	
角田公園	大樹寺3丁目15	1982年3月	2	D				○								10,000	更新	
きひら公園	西蔵前町2丁目6	1984年3月	2	D				○								10,000	更新	
藪下公園	河原町14	1975年3月	2	D				○								10,000	更新	
江口公園	江口1丁目4	1973年4月	3	C					○							10,000	更新	
元能見公園	城北町10-1	1970年7月	2	D					○							10,000	更新	
中村公園	城南町2丁目4	1980年3月	2	C					○							10,000	更新	
広幡公園	広幡町9	1970年7月	2	C						○						10,000	更新	
勝蓮寺公園	大門2丁目9	1971年7月	2	C						○						10,000	更新	
宮ノ入公園	大西2丁目9	1984年3月	2	C						○						10,000	更新	
鴨田公園	鴨田本町15	1967年4月	2	C							○					10,000	更新	
深田公園	鴨田町字広元133	1972年6月	2	C							○					10,000	更新	
中平地公園	東明大寺町14	1979年3月	2	D							○					10,000	更新	
白羽根公園	洞町字白羽根18-76	1975年3月	6	D								○				10,000	更新	
蔵前南公園	東蔵前1丁目4	1988年3月	9	D								○				10,000	更新	
ながれ公園	緑丘2丁目4	1988年3月	8	D								○				10,000	更新	
藤川公園	藤川台3丁目2023	1989年12月	10	D									○			10,000	更新	
栄町公園	栄町4丁目51	1965年4月	9	C									○			10,000	更新	
大幡農村公園	大幡町字中屋	1990年3月	7	C									○			10,000	更新	
大平西公園	大平町字五位原	1990年3月	10	C										○		10,000	更新	
清水公園	福岡町字辻2-3	1992年3月	9	C										○		10,000	更新	
北斗台2号公園	細川町字長池1-115	1982年3月	7	C										○		10,000	更新	

■判定基準

- A: 維持管理上の問題はない
- B: 軽微な対応を要する
- C: 修繕・部品交換での対応が必要
- D: 改修・更新が必要
- E: 早急に改修・更新が必要、使用禁止

個別施設計画【街区公園 遊具】

対象公園数 173箇所

税務費

公園名	所在地	開設	基数	点検結果	修繕年度												備考
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計		
じぞう公園	上地1丁目18	1981年3月	6	C	○											9,600	更新
幸佐公園	上里1丁目8	1981年3月	3	C		○										8,200	更新
羽根西公園	羽根西二丁目4番地	1981年3月	5	C		○										9,300	更新
丸根見晴公園	滝町芳殿304	1981年3月	4	C		○										2,900	更新
曉公園	羽根東町2丁目4	1982年3月	5	C		○										8,200	更新
角田公園	大樹寺3丁目15	1982年3月	5	C			○									2,600	更新
北斗台1号公園	細川町字窪地77-183	1982年3月	7	C			○									10,000	更新
北斗台3号公園	細川町字扇田97	1982年3月	8	C			○									10,700	更新
矢崎公園	上地3丁目11	1982年3月	5	C			○									4,600	更新
荒子公園	宇頭北町1丁目5	1983年3月	3	C				○								2,000	更新
井田西公園	井田西町10	1983年3月	7	C				○								4,200	更新
きひら公園	西蔵前町2丁目6	1984年3月	3	C				○								8,600	更新
すみれ公園	緑丘1丁目21	1984年3月	8	C				○								3,300	更新
宮ノ入公園	大西2丁目9	1984年3月	6	C					○							3,000	更新
宮西公園	美合町字宮西1-6	1985年3月	6	C					○							2,600	更新
稲熊公園	稲熊町字6丁目110	1987年4月	5	C					○							3,300	更新
御蔵公園	東蔵前2丁目15番地	1987年4月	3	C					○							2,200	更新
竹ノ花公園	柱4丁目	1987年4月	7	C						○						4,100	更新
蔵前南公園	東蔵前1丁目4	1988年3月	4	C						○						2,600	更新
中長根公園	美合町中長根24番地-2	1988年3月	4	C						○						3,300	更新
ながれ公園	緑丘二丁目4番地	1988年3月	3	C						○						2,200	更新
北斗台4号公園	細川町字扇田9-157	1988年3月	6	C							○					2,700	更新
前田公園	上地2丁目39	1988年3月	9	C							○					5,000	更新
三本松公園	本宿町字上三本松7-2	1989年3月	4	C							○					2,600	更新
なかよし公園	藤川台2丁目54-55	1989年3月	7	C							○					3,400	更新
藤川公園	藤川台3丁目2023	1989年12月	4	C							○					2,600	更新
大橋農村公園	大橋町字竹ノ花	1990年3月	4	C							○					2,600	更新
大平西公園	大平町字五位原32	1990年3月	5	C							○					9,600	更新
稲熊東公園	稲熊町7丁目41-82	1992年3月	4	C							○					2,600	更新
清水公園	福岡町字辻2-3	1992年3月	6	C								○				10,300	更新
清水田公園	欠町字清水田1-26	1992年3月	4	C								○				2,600	更新
山元公園	菟川新町3丁目	1992年3月	5	C								○				3,300	更新
峠公園	藤川荒古1丁目	1993年3月	6	C								○				3,300	更新
中の瀬公園	米河内町字開元13-59	1993年3月	5	C									○			8,600	更新
あおい公園	菟川新町2丁目4	1994年3月	4	C									○			15,200	更新
おとがわ公園	竜美新町55番地	1994年3月	8	C									○			4,100	更新
馬場公園	柱三丁目4	1995年3月	5	C									○			15,600	更新

■判定基準
A: 健全であり、修繕の必要がない
B: 軽微な異常があり、経過観察が必要
C: 異常があり、修繕又は対策が必要
D: 危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要、又は破棄し更新を検討